# 令和4年度第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会 資 料

松戸市 市民部 市民安全課 令和4年5月11日

# 目 次

| 1 | 路上  | 喫煙対策について・・・・・・・・・・・・・P1   |
|---|-----|---|
|   |     | 喫煙にかかる規制について<br>令和3年度パトロール実施報告<br>過料処分の状況<br>たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について<br>その他の条例推進活動について       |
| 2 | 客引  | き行為等対策について・・・・・・・・・・P5  |
|   |     | 客引き行為等の規制について<br>客引き指導監視員によるパトロール実施報告<br>合同パトロールの実施について<br>客引き行為等防止指導員について<br>客引きしない宣言店について |
| 3 | その  | 他報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11  |
|   | (1) | 刑法犯認知件数   |

# 1 路上喫煙対策について

#### (1) 喫煙にかかる規制について

#### 〇 規制内容

| +日生1/二分                        | 公共の場所                    |         |  |  |
|--------------------------------|--------------------------|---------|--|--|
| 規制行為                           | 重点推進地区                   | 重点推進地区外 |  |  |
| たばこの吸い殻のポイ捨て<br>【8条1項1号、21条2号】 | 禁止<br><u>違反した場合は、過料。</u> | 禁止      |  |  |
| <b>喫煙</b><br>【9条2項、21条3号】      | 禁止                       |         |  |  |
| 歩行中(自転車乗車中を含む。)の喫煙<br>【9条1項】   | 違反した場合は、過料。              | 努力義務    |  |  |

#### 〇 重点推進地区指定の経過

平成 16 年 6 月 1 日 重点推進地区指定(松戸駅、新松戸駅)

平成20年4月1日 重点推進地区の追加指定(八柱駅)

平成 25 年 10 月 1 日 重点推進地区の追加指定(東松戸駅)

平成27年10月1日 重点推進地区の追加指定(北松戸駅、馬橋駅、北小金駅)

平成30年3月1日 重点推進地区の追加拡大(八柱駅)

#### (2) 令和3年度パトロール実施報告

#### 〇 パトロールの実施

- ・指導監視員が2人1組で、3班体制により、各重点推進地区を巡回。
- ・平日の日中時間帯 (9:15~16:00) に加え、朝時間帯 (7:15~) 及び夜時間帯 (~21:00) にパトロールを実施している。
  - ●令和3年度巡回実績(3月末日現在)

【巡回回数】 1,258回

うち、朝93回(前年度同期比+12)、夜85回(前年度同期比+4)

※半日巡回(1.5~2h)を1回とする。

【巡回場所内訳】

| 松戸東 | 松戸西 | 新松戸 | 八柱  | 東松戸 | 北松戸 | 馬橋  | 北小金 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 271 | 343 | 134 | 107 | 89  | 98  | 124 | 92  |

<sup>※</sup>違反状況や苦情等を考慮して巡回数等を決定。

#### ●令和3年度過料処分状況(3月末日現在)

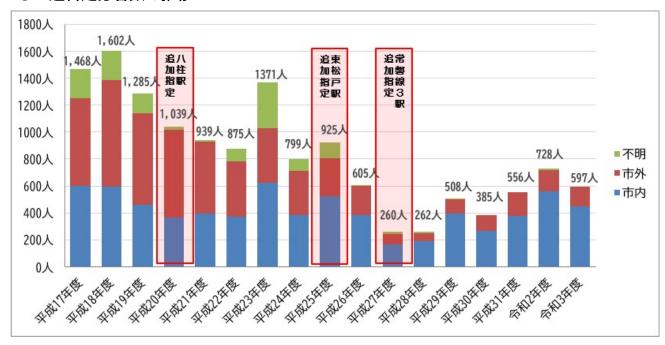
【過料処分件数】 597件(前年度同期比 ▲131件)

【違反行為内訳】

| 路上喫煙 | 569 件 |
|------|-------|
| ポイ捨て | 28 件  |

#### (3) 過料処分の状況

#### 〇 過料処分者数の推移

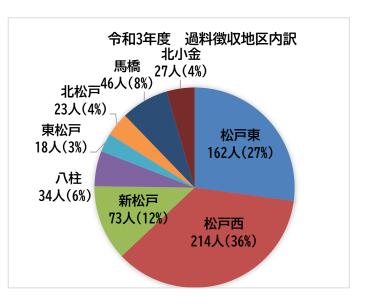


#### 〇 過料徴収地区内訳

|          | 松戸東   | 松戸西   | 新松戸  | 八柱   | 東松戸  | 北松戸  | 馬橋   | 北小金  | 合計    |
|----------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 平成 28 年度 | 53人   | 39 人  | 33人  | 24 人 | 9人   | 41 人 | 36 人 | 27 人 | 262 人 |
| 平成 29 年度 | 149 人 | 120 人 | 55 人 | 30 人 | 11人  | 52 人 | 53 人 | 38 人 | 508人  |
| 平成 30 年度 | 107人  | 139 人 | 83 人 | 12 人 | 6人   | 17人  | 14 人 | 7人   | 385 人 |
| 平成 31 年度 | 166 人 | 225 人 | 62 人 | 31 人 | 6人   | 27 人 | 27 人 | 12 人 | 556人  |
| 令和2年度    | 195 人 | 273 人 | 99 人 | 33人  | 8人   | 34 人 | 52 人 | 34 人 | 728 人 |
| 令和3年度    | 162人  | 214人  | 73 人 | 34 人 | 18 人 | 23 人 | 46 人 | 27 人 | 597人  |

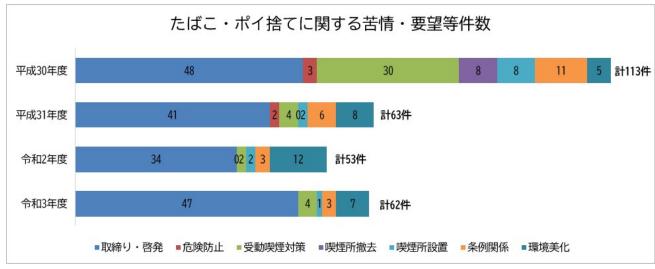
# 〇 違反行為内訳

|          | 喫     | 煙     | ポイ捨て |       |
|----------|-------|-------|------|-------|
| 平成 28 年度 | 238 人 | 90.8% | 24 人 | 9.2%  |
| 平成 29 年度 | 469 人 | 92.3% | 39人  | 7. 7% |
| 平成 30 年度 | 359 人 | 93.2% | 26人  | 6.8%  |
| 平成 31 年度 | 511人  | 91.9% | 45 人 | 8.1%  |
| 令和2年度    | 679 人 | 93.3% | 49 人 | 6. 7% |
| 令和3年度    | 569人  | 95.3% | 28 人 | 4. 7% |



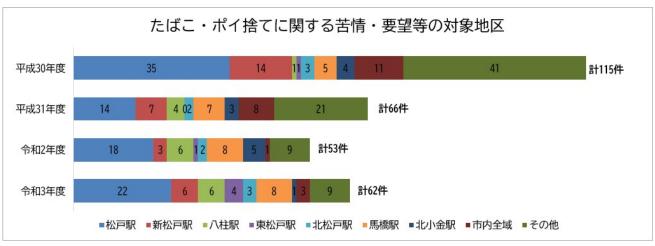
## (4) たばこ・ポイ捨てに関する苦情・要望等について

#### 〇 内容別件数



- ・公共の場所におけるたばこに関する苦情としては、減少傾向にある。
- ・喫煙可能場所の減少に伴い、歩きたばこやポイ捨てに関する苦情が目立つ。

#### 〇 対象地区



- ・松戸駅を中心とするが、その他各地区においても苦情がある。
- ・その他の地区としては、五香・六実・常盤平駅等周辺がある。なお、重点推進地区 外においては駅前におけるマナー啓発活動(チラシやマスク配布)を行っている。

## (5) その他の条例推進活動について

- 喫煙マナーアップ・ポイ捨て防止合同キャンペーンの実施
- ・令和3年10月15日(金) 松戸駅東口及び西口周辺 条例周知チラシのほか啓発マスクを配布(1,000部)





NO!歩きたばこ NO!ボイ捨て NO! 受動喫煙

松戸市

・令和3年7月8日(木) 馬橋駅西口噴水広場周辺 噴水広場周辺一帯のゴミ拾い及び広場等利用者へのマナー遵守の呼びかけ





## 〇 喫煙マナー啓発ポスターの全市内掲示

·令和3年8月~

市内全域における喫煙マナー向上のため、ポスターを 作成し、市内歩道沿いに万遍なく設置されている町会・ 自治会掲示板など約3,000か所に掲示。



# 2 客引き行為等対策について

#### 客引き行為等の規制について (1)

主に駅周辺での客引き行為等に対する規制及び罰則の強化を図るため、平成29年12 月26日に松戸市安全で快適なまちづくり条例を改正・施行した(罰則等に関する事項に ついては、平成30年4月1日から施行)。

# 内全域の公共の場 所

# 客引き

通行人など不特定の人の中から相手方を特定し、客と するために言語または動作によって積極的に誘う行為

# 客待ち

客引きをする目的で、公衆の目に触れるような場所で、 うろついたり、とどまったりする行為

# 勧誘

通行人など不特定の人の中から相手方を特定し、一 定の労力やサービスに従事するよう誘い込む行為

# 勧誘待ち

勧誘をする目的で、公衆の目に触れるような場所で、う ろついたり、とどまったりする行為

店舗側の 客引き利用

客引き行為等により照会を受けた人と知りながら、そ の人を客として営業所内に立ち入らせる行為



指導・勧告



市長はあらかじめ指定する市民等に指導 を行わせることが出来る(要講習)。

客

き

行

為

等

止

**亏禁止** 

以特

地区のうち

检查引

戸

駅例

・新松戸駅・における重

八柱

駅 施 周

辺の 7 のカ定

指導・勧告の実施のため必要があると認め られる場合は立ち入り調査等を行う。

# 公表

違反者の住所・氏名・違反行為等に ついては公表の対象となる。

#### 過料•両罰規定

- ・過料5万円以下の罰則となる
- ・違反行為者を罰するほか、事業者等に対しても 過料を科す。

# 情報の提供



違反店舗の土地または建物の提供者に対し、 違反に係る情報を提供する。

# 誓約と支援



客引き行為等禁止特定地区において飲食店営業等を営む 者は、客引き行為等をしないことを市長に申し出ることがで きます。また、市長は、申し出をした者に対し、必要な支援 を行うことができる。

#### 【規制の対象とならない行為】

- 店舗宣伝のため、不特定多数の人に対しティッシュやチラシを配る行為
- 店舗敷地内(公共の場所でない)における客引き、客待ち、勧誘、勧誘待ち行為
- 客引きをする目的なく、店舗の前にとどまる行為

## (2) 客引き指導監視員によるパトロール実施報告

#### 〇 パトロールの実施

- ・客引き指導監視員が、客引き行為等禁止特定地区を巡回。
- ・平日の夕方~夜時間帯(15:15~22:00)にパトロールを実施している。

#### 〇 指導・勧告、過料、公表実績

|          | 口頭指導 | 文書指導 | 勧告 | 過料 | 公表 |
|----------|------|------|----|----|----|
| 平成 30 年度 | 11 件 | 1件   | 0件 | 0件 | 0件 |
| 平成 31 年度 | 24 件 | 0件   | 0件 | 0件 | 0件 |
| 令和2年度    | 8件   | 0件   | 0件 | 0件 | 0件 |
| 令和3年度    | 3件   | 1件   | 0件 | 0件 | 0件 |
| 計        | 46 件 | 2件   | 0件 | 0件 | 0件 |

<sup>※</sup>口頭指導は、客引き行為等を行った従業員本人及び店長等に対して行う。

#### ●□頭指導実施対象店舗の地区別内訳

|          | 松戸  | 新松戸 | 八柱 | 五香 |
|----------|-----|-----|----|----|
| 平成 30 年度 | 9店  | 1店  | 1店 | 0店 |
| 平成 31 年度 | 19店 | 1店  | 4店 | 0店 |
| 令和2年度    | 7店  | 0店  | 0店 | 1店 |
| 令和3年度    | 2店  | 0店  | 0店 | 1店 |
| 計        | 37店 | 2店  | 5店 | 2店 |

#### ○ 客引き行為等禁止特定地区の店舗宣伝等の状況

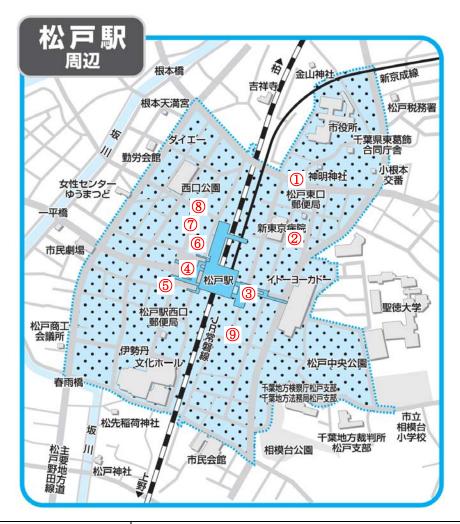
· 松戸駅 ⇒ 7ページへ

・新松戸駅、八柱駅 ⇒ 8ページへ

#### ○ 客引き行為に関する苦情等の状況

#### ●苦情件数及び対象地区

|          | 件数   | 地区(※複数選択あり) |       |      |     |  |  |
|----------|------|-------------|-------|------|-----|--|--|
|          | 1十安X | 松戸駅西口       | 松戸駅東口 | 新松戸駅 | 八柱駅 |  |  |
| 平成 30 年度 | 15 件 | 12 件        | 3件    | 1件   | 2件  |  |  |
| 平成 31 年度 | 15 件 | 6件          | 5件    | 0件   | 4件  |  |  |
| 令和2年度    | 13 件 | 11件         | 4件    | 0件   | 0件  |  |  |
| 令和3年度    | 20 件 | 16 件        | 8件    | 1件   | 1件  |  |  |



| ①市役所前高架下付近   | ・20 時まではほぼいないが、21 時以降、マッサージ・エステの        |
|--------------|---|
|              | 従業員が1~2人立っていることが多い。                     |
| ②新東京病院付近     | ・20 時まではほぼいないが、21 時以降、マッサージ・エステの        |
|              | 従業員が1~2人立っていることがある。                     |
| ③松戸駅東口デッキ付近  | ・キャバクラ・ガールズバーの従業員が5人程度、店舗宣伝のた           |
|              | め立っていたり、ティッシュ配りをしていたりする。                |
| ④松戸駅西口デッキ付近  | ・駅出入口付近にスカウトが 1~2 人いることがある。             |
|              | ・居酒屋の従業員が1~2人チラシ配りをしている。                |
| ⑤キテミテマツド通り入口 | ・キャバクラの従業員 5~15 人程度が、違反行為とならないよう        |
| 付近           | たむろしている(19 時~20 時で平均 5 人、20 時~21 時で平均 8 |
|              | 人、21 時から 22 時で平均 9 人)。                  |
| ⑥新角ビル付近      | ・キャバクラの従業員 2~7 人程度が、違反行為とならないよう         |
|              | 敷地内等でたむろしている(19 時~20 時で平均 3 人、20 時~21   |
|              | 時で平均 5 人、21 時から 22 時で平均 5 人)。           |
| ⑦土間土間付近      | ・スナックの従業員が 1~2 人店舗宣伝をしていることがある。         |
| ⑧西口公園前串カツ屋付近 | ・キャバクラ・ガールズバーの従業員 1~6 人程度が、違反行為         |
|              | とならないようたむろしていることが多い。                    |
| ⑨東横イン付近      | ・ガールズバーの従業員 1~2 人が、ティッシュ配りをしている         |
|              | ことがある。                                  |



| ①千葉銀行付近    | ・エステの従業員 1~2 人が立っていることがある。        |
|------------|-----------------------------------|
| ②新松戸森谷ビル付近 | ・パブの従業員1人が立っていることがある。             |
| ③新松戸駅改札付近  | ・クラブの従業員 1~2 人が立っていることがある。        |
| ④串かつ田中付近   | ・店舗宣伝する者は、ほぼいない。                  |
| ⑤みずほ銀行付近   | ・エステ・ガールズバーの従業員 1~3 人が立っていることがある。 |
| ⑥旧バロンビル付近  | ・店舗宣伝する者は、ほぼいない。                  |



| ①さくら通り入口付近 | ・キャバクラの従業員 1~3 人程度が立ってることがある。    |
|------------|----------------------------------|
| ②板橋寝具店前付近  | ・スナック・エステの従業員 1~2 人が立っていることがあるが、 |
|            | 指導監視員の姿が見えると立ち去る。                |
| ③ローソン前付近   | ・キャバクラの従業員 1~2 人が、違反行為とならないよう敷地内 |
|            | でたむろしている。                        |
| ④新八柱駅前付近   | ・店舗宣伝する者は、ほぼいない。                 |

# (3) 合同パトロール等の実施について

#### 〇 合同パトロールの実施

例年は、市及び警察のほか、防犯協会や商店会等の地元関係団体が集まり合同パトロールを実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、中止もしくは地元関係団体への声かけを行わない形での実施となる場合もあった。

また、警察署主催による歓楽街対策も、昨年同様実施はされていない。

#### ●令和3年度実施状況(3月末日現在)

|        | 時間     | 実施回数 | 参加者(参加人数)                                |
|--------|--------|------|--|
| 松戸駅周辺  | 20:00~ | 5 回  | 松戸駅前管内防犯協会、松戸署<br>(5 人、5 人、6 人、18 人、4 人) |
| 新松戸駅周辺 | 20:30~ | 1 🗇  | 新松戸交番管内防犯協会、松戸署<br>(9 人)                 |
| 八柱駅周辺  | 20:30~ | 1 🛽  | 八柱交番管内防犯協会、八柱をよくする会、松<br>戸署(29 人)        |
| 五香駅周辺  | 20:15~ | 0回   |  |

#### ○ 強化期間による重点パトロール及び啓発の実施

特に松戸駅西口周辺において、マスクをせずにうろつく者が目立っていたため、緊急事態宣言解除日から一定期間(R3.6.21~7.16、R3.10.1~15)において松戸駅周辺のパトロールを重点的に実施するとともに、駅利用者に対しても、客引きに付いていかないよう啓発を行った。





# (4) 客引き行為等防止指導員について

客引き行為等に対する指導等に係る講習を実施の上で、違反行為者に対する指導権限 を付与している(条例第 13 条)。

●客引き行為等防止指導員人数 \_ 7 人\_

# (5) 客引きしない宣言店について

客引き行為等をしない・させない旨の宣言した客引き行為等禁止特定地区内の飲食店等には、「客引きしない・させない宣言店」ステッカーを配布するとともに、市のホームページに宣言店リストを掲載している。

●客引きしない・させない宣言店登録店舗数(3月末日現在)

92店

【地区別内訳】

|       | 店舗数 |
|-------|-----|
| 松戸地区  | 51店 |
| 新松戸地区 | 17店 |
| 八柱地区  | 24店 |



# 3 その他報告事項

# (1)刑法犯認知件数

#### 〇 松戸市における刑法犯認知件数の推移

